

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成22年 1 月26日
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役会長 松本 晃一
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 高木 紘子
同 井上 貴美子
- 【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 03 (6888) 5873
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド
(Nomura Select Series Trust - Nomura Paulson Fund,
a Series Trust of Nomura Select Series Trust)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
Aクラス受益証券 700億円を上限とします。
Bクラス受益証券 700億円を上限とします。
Cクラス受益証券 7 億米ドル（約647億円）を上限とします。
ただし、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券の総額は700億
円（相当）を超えないものとします。
（注）米ドルの円貨換算は、平成22年 1 月 7 日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧
客電信売買相場の仲値（ 1 米ドル＝ 92.40円）によります。以下、米ドルの金額
表示は別途明記されない限りすべてこれによります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年1月14日をもって提出した有価証券届出書に訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

（注）下線の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

（１２）その他

（ハ）申込みの方法

<訂正前>

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の販売会社に対する取得額の支払は、日本円でなされます。Cクラス受益証券の取得額の支払についても、原則として、日本円でなされ、その円／米ドル換算レートは、各申込日の翌国内営業日における東京外国為替市場の為替相場に基づき、販売会社により決定されます。また、Cクラス受益証券について販売会社が応じ得る範囲で米ドルで支払うこともできます。

<訂正後>

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の販売会社に対する取得額の支払は、日本円でなされます。Cクラス受益証券の取得額の支払についても、原則として、日本円でなされ、その円／米ドル換算レートは、各申込日の翌国内営業日における東京外国為替市場の為替相場に基づき、販売会社により決定されます。ただし、Cクラス受益証券について販売会社が応じ得る範囲で米ドルで支払うこともできます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（１）ファンドの目的及び基本的性格

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

<訂正前>

ファンドの投資目的は、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて、中期的な資産の成長を達成することにあります。

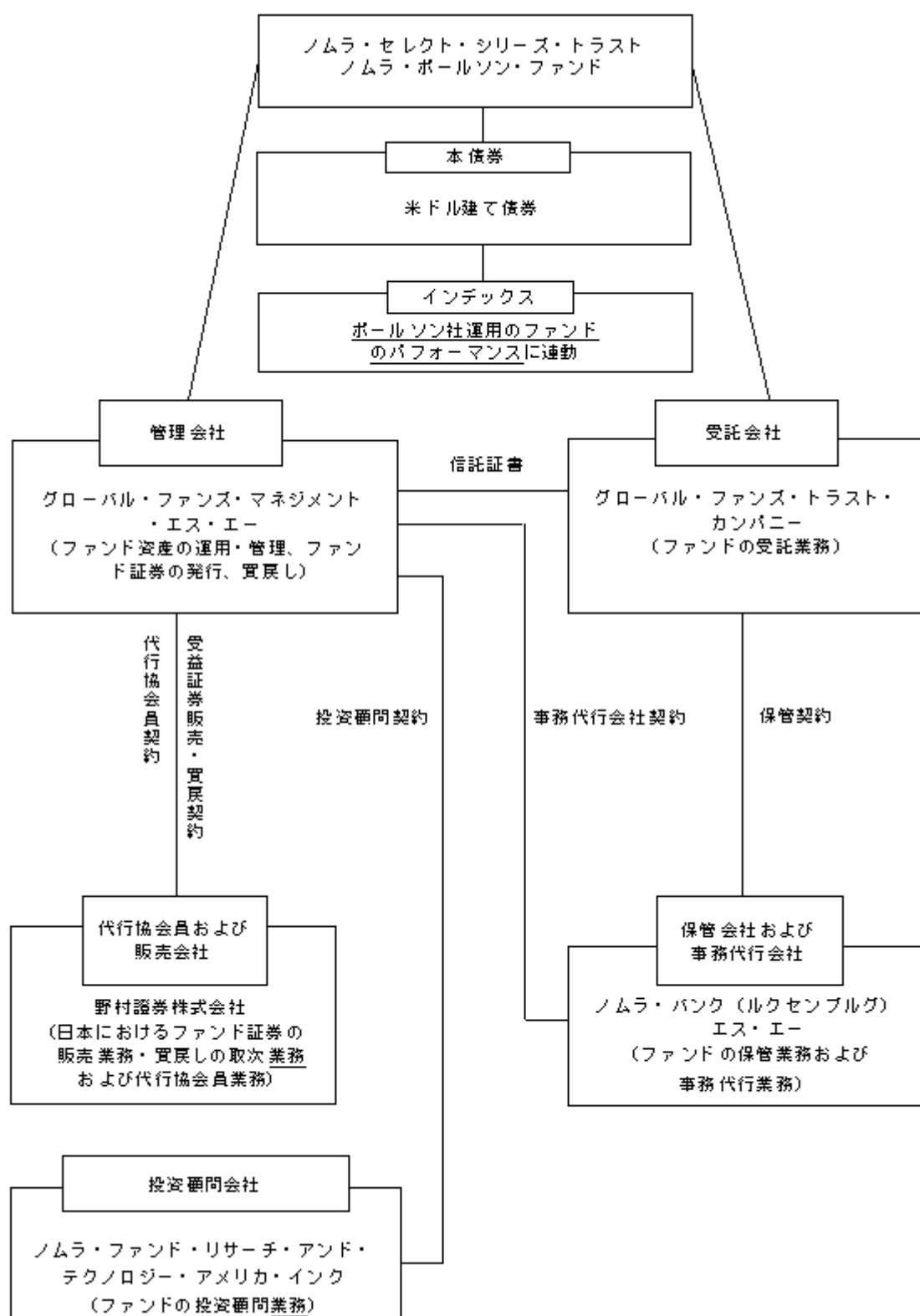
（後略）

<訂正後>

ファンドの投資目的は、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて、中期的な資産の成長を達成することです。

（後略）

<訂正後>



2 投資方針

（１）投資方針

< 訂正前 >

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて、中期的な資産の成長を達成することにあります。

（後略）

< 訂正後 >

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて、中期的な資産の成長を達成することです。

（後略）

(3) 運用体制

< 訂正前 >

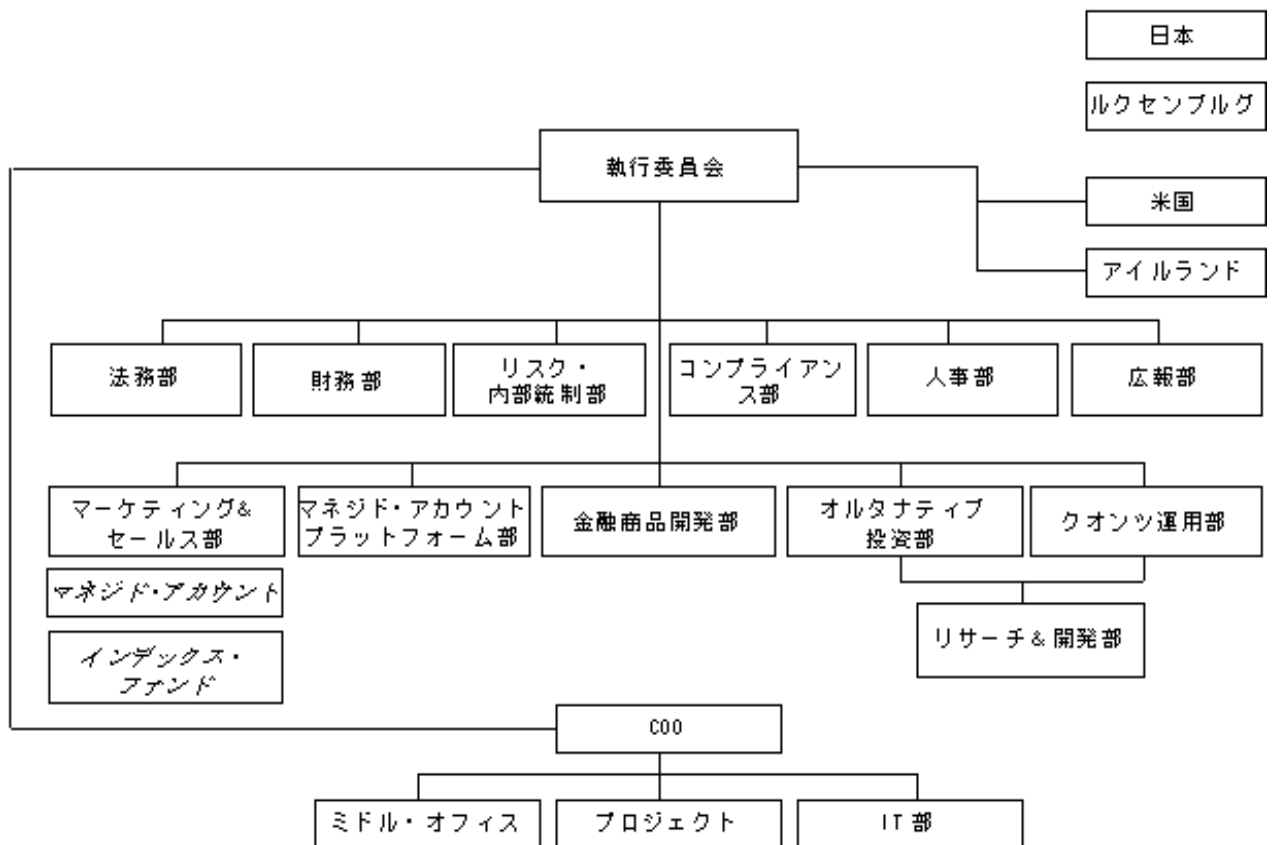
(前略)

連動先ファンド副運用会社は、2009年12月1日現在、以下の体制で運用を行っています。

リクソー社は、ソシエテ ジェネラル グループのコーポレート&インベストメントバンキング部門に属し、オルタナティブ投資、仕組商品運用およびクオンツ運用ならびに指数連動型投資を専門としています。

リクソー社には、600名を超えるプロフェッショナルが含まれています。

リクソー社 組織図



(中略)

破綻証券戦略

既に米国連邦破産法の適用を申請した企業、裁判所外で負債再編のプロセス中の企業、あるいは、間もなくそのような状況に陥る危険性のある企業の証券に投資し、収益の獲得を狙う戦略です。

当戦略の成功には、割安な証券あるいは割高な証券を正しく見出すこと、ポジション構築の最適なタイミングを正しく判断すること、法制面および事業の評価を行う高い専門性があることなどが必要となります。

<訂正後>

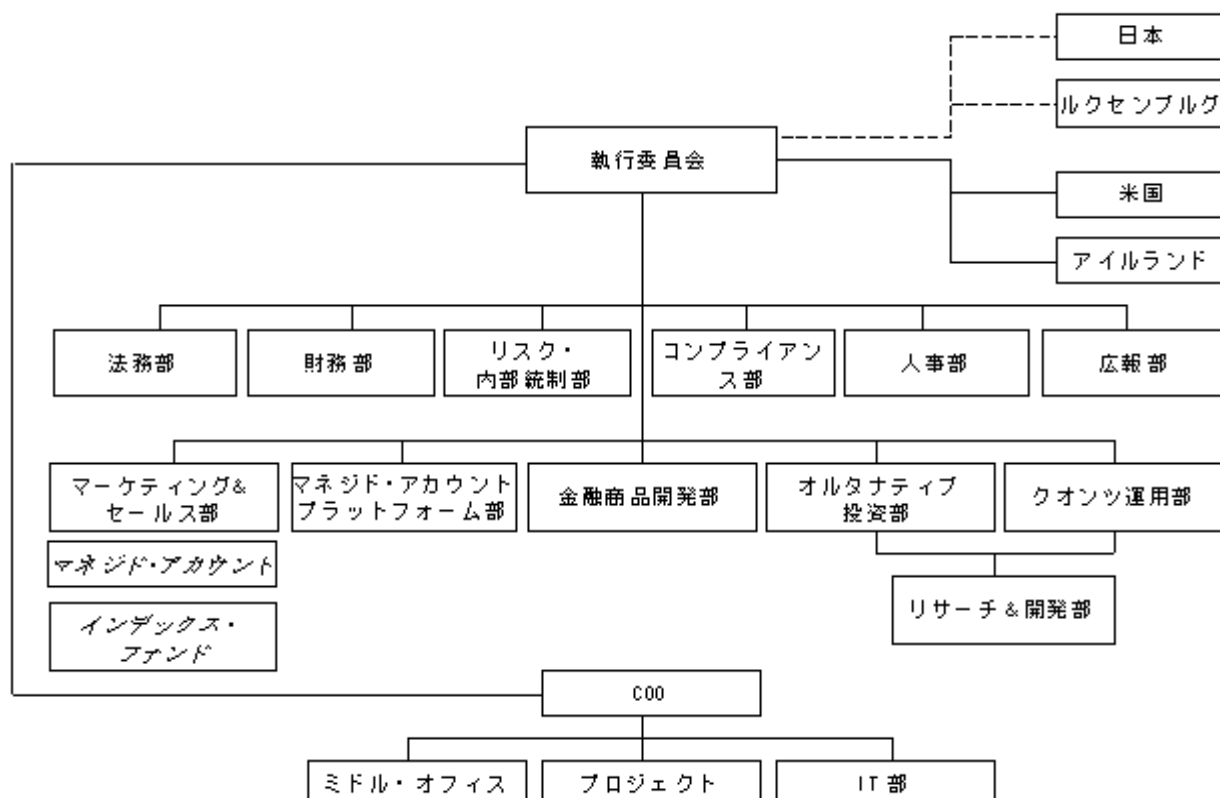
（前略）

連動先ファンド副運用会社は、2009年12月1日現在、以下の体制で運用を行っています。

リクソー社は、ソシエテ ジェネラル グループのコーポレート&インベストメントバンキング部門に属し、オルタナティブ投資、仕組商品運用およびクオンツ運用ならびに指数連動型投資を専門としています。

リクソー社に在籍するプロフェッショナルは、600名余りにのぼります。

リクソー社 組織図



（注）ただし、資本関係においては、日本法人はソシエテ ジェネラルの子会社、ルクセンブルグ法人はソシエテ ジェネラルの孫会社にあたります。

（中略）

破綻証券戦略

既に米国連邦破産法の適用を申請した企業、裁判所外で負債再編のプロセス中の企業、あるいは、間もなくそのような状況に陥る危険性のある企業の証券に投資し、収益の獲得を狙う戦略です。

当戦略の成功には、割安な証券あるいは割高な証券を正しく見出すこと、ポジション構築の最適なタイミングを正しく判断すること、法制面および事業の評価を行う高い専門性があることなどが必要となります。

上記の記載は、2009年12月1日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（５）投資制限

<訂正前>

（前略）

- (7) ファンドの利益ではなく、受託会社、管理会社、投資顧問会社その他の関係者の利益を図る取引を行うことはできません。また、

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(7) ファンドの利益ではなく、受託会社、管理会社、投資顧問会社その他の関係者の利益を図る取引を行うことはできません。

（後略）

3 投資リスク

リスク要因

a. リスク要因

< 訂正前 >

（前略）

連動先ファンドに関するリスク要因

（中略）

投資スキーム：連動先ファンドへの投資には、直接的または間接的に多くの重大なリスクを伴うおそれがあります。これは連動先ファンドがオープンエンド型、クローズドエンド型にかかわらず、規制されていないファンドまたは集団投資スキームを含み、様々なファンド、投資信託、ヘッジファンド、ファンド・オブ・ファンズ、その他あらゆる種類の投資スキームに投資するためであり、これらには、運用会社であるSGハンブロス・ファンド・マネージャーズ（ジャージー）リミテッドより一定の機能（それぞれの外部投資アドバイザーによりリスク違反がなされていないかのモニタリングを含みます。）を委託されている、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが副運用会社となる集合投資ファンドを含みますが、これに限定されるものではありません。かかる参照ファンドの主な投資ポートフォリオの資産管理は、指定された投資アドバイザーが、かかる参照ファンドに適用される特定のオルタナティブ投資戦略に従って行います。

連動先ファンドのパフォーマンスは、連動先ファンドの資産が随時投資される可能性がある投資スキーム（最初のかかる投資スキームは当初参照ファンドとし、その後の投資先の投資スキームと合わせて「参照ファンド」といいます。）のパフォーマンスに大きく左右されます。連動先ファンドは、参照ファンド運用会社側の詐欺行為または虚偽の表示のリスクから保護されません。

投資スキームおよび参照ファンドは、それぞれ、投資方針および／または投資ストラクチャーにより詳細が変化する特有のリスク要因を有します。将来における投資スキームおよび／または参照ファンドのリスク要因については、関連する副運用会社の事務所に要求の上、入手することができます。

（中略）

報酬および費用：連動先ファンドの収益性の有無および特定のクラスの連動先ファンド証券の価値の値上がりの有無にかかわらず、連動先ファンドおよび当該クラスは、クラス事務代行報酬およびクラス管理報酬を含む報酬および費用（連動先ファンドの目論見書に詳述されます。）を支払うことを要求されます。かかる費用および報酬は、連動先ファンド証券のパフォーマンスに影響します。

さらに、連動先ファンドの資産が投資される可能性があり、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが副運用者を務める各集合投資ファンドは、副運用者であるリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ、運用者であるSGハンブロス・ファンド・マネージャーズ（ジャージー）リミテッド、保管

者であるSGハンブロス・トラスト・カンパニー（チャンネル諸島）リミテッドおよびそれらの各投資アドバイザーに対して、当該集合投資ファンドに関する役務に関連する一定の報酬、費用および手数料（当該集合投資ファンド証券の償還および購入にかかる報酬を含みます。）を支払い、これらの会社は、かかる報酬、費用および手数料を、連動先ファンドによって支払われる報酬および費用に加えて、自己のみの使用および利益のために保有することができます。また、連動先ファンドの資産は、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイもしくはその関連会社が運用者もしくは副運用者を務めるか、または当該法人が職員、販売者、スポンサー、後援者、投資アドバイザーもしくは投資マネージャー、もしくはこれらに類似した役割を務める投資スキームにも投資される可能性があります。このような場合、当該投資スキームは、当該法人に対して、当該投資スキームに関する役務に関連する一定の報酬、費用および手数料を支払い、当該法人は、かかる報酬、費用および手数料を、連動先ファンドによって支払われる報酬および費用に加えて、自己のみの使用および利益のために保有することができます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

連動先ファンドに関するリスク要因

（中略）

投資スキーム：連動先ファンドへの投資には、直接的または間接的に多くの重大なリスクを伴う可能性があります。これは連動先ファンドがオープンエンド型、クローズドエンド型にかかわらず、規制されていないファンドまたは集団投資スキームを含み、様々なファンド、投資信託、ヘッジファンド、ファンド・オブ・ファンズ、その他あらゆる種類の投資スキームに投資するためであり、これらには、運用会社であるSGハンブロス・ファンド・マネージャーズ（ジャージー）リミテッドより一定の機能（それぞれの外部投資アドバイザーによりリスク違反がなされていないかのモニタリングを含みます。）を委託されている、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが副運用会社となる集合投資ファンドを含みますが、これに限定されるものではありません。かかる参照ファンドの主な投資ポートフォリオの資産管理は、指定された投資アドバイザーが、かかる参照ファンドに適用される特定のオルタナティブ投資戦略に従って行います。

連動先ファンドのパフォーマンスは、連動先ファンドの資産が随時投資される可能性がある投資スキーム（最初にかかる投資スキームは当初参照ファンドとし、その後の投資先の投資スキームと合わせて「参照ファンド」といいます。）のパフォーマンスに大きく左右されます。連動先ファンドは、参照ファンド運用会社側の詐欺行為または虚偽の表示のリスクから保護されません。

投資スキームおよび参照ファンドは、それぞれ、投資方針および／または投資ストラクチャーにより詳細が変化する特有のリスク要因を有します。将来における投資スキームおよび／または参照ファンドのリスク要因については、関連する副運用会社の事務所に請求の上、入手することができます。

（中略）

報酬および費用：連動先ファンドの収益性の有無および特定のクラスの連動先ファンド証券の価値の値上がりの有無にかかわらず、連動先ファンドおよび当該クラスは、クラス事務代行報酬およびクラス管理報酬を含む報酬および費用（連動先ファンドの目論見書に詳述されます。）を支払うことを要求されます。かかる費用および報酬は、連動先ファンド証券のパフォーマンスに影響します。

さらに、連動先ファンドの資産が投資される可能性があり、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが副運用者を務める各集合投資ファンドは、副運用者であるリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ、運用者であるSGハンブロス・ファンド・マネージャーズ（ジャージー）リミテッド、保管者であるSGハンブロス・トラスト・カンパニー（チャンネル諸島）リミテッドおよびそれらの各投資アドバイザーに対して、当該集合投資ファンドに関する役務に関連する一定の報酬、費用および手数料（当該集合投資ファンド証券の売買にかかる報酬を含みます。）を支払い、これらの会社は、かかる報酬、費用および手数料を、連動先ファンドによって支払われる報酬および費用に加えて、自己のみの使用および利益のために保有することができます。また、連動先ファンドの資産は、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイもしくはその関連会社が運用者もしくは副運用者を務めるか、または当該法人が職員、販売者、スポンサー、後援者、投資アドバイザーもしくは投資マネージャー、もしくはこれらに類似した役割を務める投資スキームにも投資される可能性があります。このような場合、当該投資スキームは、当該法人に対して、当該投資スキームに関する役務に関連する一定の報酬、費用および手数料を支払い、当該法人は、かかる報酬、費用および手数料を、連動先ファンドによって支払われる報酬および費用に加えて、自己のみの使用および利益のために保有することができます。

（後略）

リスク管理

<訂正前>

前記「第二部 第1 2 （3）運用体制」の項をご参照下さい。

<訂正後>

前記「第二部 第1 2 （3）運用体制」の項をご参照下さい。上記は、2009年12月1日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

4 手数料等及び税金

（4）その他の手数料等

<訂正前>

（前略）

投資アドバイザーの報酬

当初参照ファンドがその当初の構成資産となる、バスケットの純資産額の年率1.50%を上限とします。また、ハイウォーターマークに従い、バスケットの増加純利益の20%を上限とする成功報酬が支払われます。

「ハイウォーターマーク」とは、投資アドバイザーの報酬および成功報酬控除後、バスケットの純資産額の最高値をいいます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

投資アドバイザーの報酬

当初参照ファンドがその当初の構成資産となる、バスケットの純資産額の年率1.50%を上限とします。また、ハイウォーターマークに従い、バスケットの増加純利益の20%を上限とする成功報酬が支払われます。

「ハイウォーターマーク」とは、投資アドバイザーの報酬および成功報酬控除後、バスケットの純資産額の最高値をいいます。

（後略）

6 手続等の概要

(2) 日本における買戻し手続

買戻代金の支払

<訂正前>

買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、販売会社を通じてAクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券について原則として円貨で支払われます。Cクラス受益証券に関し、円/米ドルの換算レートは、販売会社が日本で換金（買戻し）の注文の成立を確認した日（以下「約定日」といいます。）における東京外国為替市場の為替相場に基づき販売会社が決めます。Cクラス受益証券の買戻代金は、販売会社が応じ得る範囲で米ドルで支払われることもあります。

（後略）

<訂正後>

買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、販売会社を通じてAクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券について原則として円貨で支払われます。Cクラス受益証券に関し、円/米ドルの換算レートは、販売会社が日本で換金（買戻し）の注文の成立を確認した日（以下「約定日」といいます。）における東京外国為替市場の為替相場に基づき販売会社が決めます。ただし、Cクラス受益証券の買戻代金は、販売会社が応じ得る範囲で米ドルで支払われることもあります。

（後略）

第三部 ファンドの詳細情報

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

（イ）海外における販売手続等

<訂正前>

受益証券の募集

受益証券は、2010年2月1日から2010年2月18日まで（当日を含みます。）（または管理会社が決定するこれより遅い日）の期間（以下「募集期間」といいます。）に募集が行われます。受益証券1口当りの募集価格は、受益証券1口当り10,000円または100米ドル（場合に応じて）です。かかる募集価格には、受益証券の申込みに際し販売会社に支払われる「第二部 第1 4 （1）申込手数料」に記載の販売報酬が含まれます。投資家の最低取得申込口数はAクラス受益証券300口、Bクラス受益証券300口またはCクラス受益証券300口（場合に応じて）です。Aクラス受益証券300口、Bクラス受益証券300口またはCクラス受益証券300口（場合に応じて）を超過する分の取得申込口数は、Aクラス受益証券100口、Bクラス受益証券100口もしくはCクラス受益証券100口（場合に応じて）の整数倍または管理会社がその裁量により決定するそれより少ない口数とします。

（後略）

<訂正後>

受益証券の募集

受益証券は、2010年2月1日から2010年2月18日まで（当日を含みます。）（または管理会社が決定するこれより遅い日）の期間（以下「募集期間」といいます。）に募集が行われます。受益証券1口当りの募集価格は、受益証券1口当り10,000円または100米ドル（約9,240円）（場合に応じて）です。かかる募集価格には、受益証券の申込みに際し販売会社に支払われる「第二部 第1 4 （1）申込手数料」に記載の販売報酬が含まれます。投資家の最低取得申込口数はAクラス受益証券300口、Bクラス受益証券300口またはCクラス受益証券300口（場合に応

じて）です。Aクラス受益証券300口、Bクラス受益証券300口またはCクラス受益証券300口（場合に応じて）を超過する分の取得申込口数は、Aクラス受益証券100口、Bクラス受益証券100口もしくはCクラス受益証券100口（場合に応じて）の整数倍または管理会社はその裁量により決定するそれより少ない口数とします。

（後略）

（ロ）日本における販売手続等

<訂正前>

日本においては、2010年2月1日から2010年2月12日まで（当日を含みます。）の期間にAクラス受益証券およびBクラス受益証券については1口当り10,000円で、Cクラス受益証券については1口当り100米ドル（約9,240円）で、日本における販売会社により取扱いが行われます。

Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の販売会社に対する取得額の支払は、日本円でなされます。Cクラス受益証券の取得額の支払についても、原則として、日本円でなされ、その円/米ドル換算レートは、各申込日の翌国内営業日における東京外国為替市場の為替相場に基づき、販売会社により決定されます。また、Cクラス受益証券について販売会社が応じ得る範囲で米ドルで支払うこともできます。

<訂正後>

日本においては、2010年2月1日から2010年2月12日まで（当日を含みます。）の期間にAクラス受益証券およびBクラス受益証券については1口当り10,000円で、Cクラス受益証券については1口当り100米ドル（約9,240円）で、日本における販売会社により取扱いが行われます。

Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の販売会社に対する取得額の支払は、日本円でなされます。Cクラス受益証券の取得額の支払についても、原則として、日本円でなされ、その円/米ドル換算レートは、各申込日の翌国内営業日における東京外国為替市場の為替相場に基づき、販売会社により決定されます。ただし、Cクラス受益証券について販売会社が応じ得る範囲で米ドルで支払うこともできます。

2 買戻し手続等

（ロ）日本における買戻し手続等

<訂正前>

受益証券は、通常、2010年3月31日以降の各買戻日に買戻すことができます。買戻通知は、原則として、関連する買戻日が含まれる月の1暦日目から同月の10暦日目まで（いずれも当日を含みます。）（以下「買戻通知期間」といいます。）の期間に日本における販売会社を通じて事務代行会社に届けられなければなりません。ただし、（ ）買戻通知期間の初日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその直後の国内営業日に開始され、また（ ）買戻通知期間の最終日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその直後の国内営業日に終了するものとします。買戻通知期間中の日の午後3時までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは当該クラスの受益証券100口以上100口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数とします。受益証券1口当り買戻価格は、計算日に計算され、当該買戻日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に相当します。事務代行会社は、原則として、計算日に各買戻日時点における受益証券1口当り純資産価格を計算するものとします。買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券について原則として円貨で支払われます。Cクラス受益証券に関し、円/米ドルの換算レートは販売会社が日本で換金（買戻し）の注文の成立を確認した日（約定日）における東京外国為替市場の為替相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。Cクラス受益証券の買戻代金は、販売会社が応じ得る範囲で米ドルで支払われることもあります。買戻通知に関する当該買戻日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

（後略）

<訂正後>

受益証券は、通常、2010年3月31日以降の各買戻日に買戻すことができます。買戻通知は、原則として、関連する買戻日が含まれる月の1暦日目から同月の10暦日目まで（いずれも当日を含みます。）（以下「買戻通知期間」

といたします。)の期間に日本における販売会社を通じて事務代行会社に届けられなければなりません。ただし、
()買戻通知期間の初日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその直後の国内営業日に開始され、また
()買戻通知期間の最終日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその直後の国内営業日に終了するものと
します。買戻通知期間中の日の午後3時までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務
手続きが完了したものを当該日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは当該クラスの受益証券100口以
上100口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数とします。受益証券1口当り買戻価格は、計
算日に計算され、当該買戻日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に相当します。事務代行会社は、
原則として、計算日に各買戻日時点における受益証券1口当り純資産価格を計算するものとします。買戻代金は、
口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券および
Cクラス受益証券について原則として円貨で支払われます。Cクラス受益証券に関し、円/米ドルの換算レートは
販売会社が日本で換金(買戻し)の注文の成立を確認した日(約定日)における東京外国為替市場の為替相場に
基づき、日本における販売会社により決定されます。ただし、Cクラス受益証券の買戻代金は、販売会社が応じ得る
範囲で米ドルで支払われることもあります。買戻通知に関する当該買戻日から支払日までの買戻代金に対する利
息は発生しません。

(後略)